

勤務医協の年金共済制度（拠出型企業年金保険 ＋ 一時払退職後終身保険）

■ 掛金払込期間中のお取扱い

加入対象者	愛知県勤務医協生活協同組合の組合員で加入日現在満18歳以上かつ払込満了年齢までの期間が2年以上ある方（ただし、長期休職等の場合を除く）。上記加入対象者ではない方は加入できません。
払込満了年齢	満65歳
掛金 (ご加入者負担)	・月払 1口 1,000円（保険料 990円、制度運営費 10円）、最低加入口数 1口 ・一時払 1口 100,000円（保険料 100,000円、制度運営費 0円）、最低加入口数 1口 ・掛金から当組合にて必要な「制度運営費」を控除した額を「保険料」として生命保険会社に払い込みます。 ・一時払は月払に加入された方のみお取り扱いします。
加入日 (増口日)	◆月払 年12回 毎月1日 ◆一時払 年2回 2月1日、8月1日（ただし、月払の新規加入時は、加入月に一時払に申込みできます。） なお、増口の場合、払込満了年齢までの期間が2年以上あることを要します。
一時金	・掛金払込期間中に脱退された場合は、脱退時点の積立金（脱退一時金）がご加入者に支払われます。なお、所定の要件（下記参照）を満たした場合、年金受取や終身保障を選択することもできます。 ・掛金払込期間中に死亡された場合は、死亡時点の積立金に月払1口あたり1,000円を加算した金額が遺族一時金として労働基準法に基づくご加入者の遺族に支払われます。
積立金の払出し	下記①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、ご加入者の申し出により掛金の払込みを継続したまま、口数を指定して、積立金の全部または一部を払い出すことが可能です。
掛金払込の 中断・減口	下記①～⑦の事由のいずれかに該当する場合、掛金払込の中断または加入口数を減らす（減口）ことができます。 なお、減口の場合は減口数分に相当する積立金は払い出しされず、そのまま積み立てられます。 また、月払を中断すると、他の払込方法についても払込みができなくなります。

■ 積立金の払出事由（①～⑥）、掛金払込の中断・減口事由（①～⑦）

- ①災害 ②疾病・障害（親族の疾病、障害、死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）
⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

■ 掛金払込満了後のお取扱い

▼ 終身保障（一時払退職後終身保険）

- ・ 払込満了時の積立金を一時払保険料として払い込み、終身保険に加入（転換）します。
- ・ 終身にわたり、被保険者の死亡・高度障害に対して保険金が支払われるしくみの個人保険です。（ただし、払込期間満了時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。）
- ・ 転換の手続きにあたっては、転換時にお渡しする「ご契約のしおり 定款・約款」、「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」を受取りのうえ必ずお読みください。
- ・ 終身保障にかえて年金受取または一時金受取もできます。

転換時期	払込満了年齢到達時または下記「中途脱退時の転換の取扱い」を満たす中途脱退時とします。
保険金額	最高保険金額3000万円、最低保険金額100万円とします。なお、転換時の積立金が保険金額3000万円の一時払保険料を超える場合、その超える部分は他の給付（年金、一時金）で支払われます。
転換の取扱い	一時払退職後終身保険は当組合を経由してご加入者が直接ご契約していただくこととなります。その際、住友生命から保険金額等を記載した「保険証券」が送付されます。転換後の保険金のご請求は当組合を経由せず住友生命に直接お申し出ください。
告知・診査の取扱い	一時払退職後終身保険への転換時、健康状態について告知をしていただきます。なお、保険金額が住友生命所定の金額を超える場合には健康診査扱い（住友生命指定の医師による診査）となります。告知または健康診査の結果、健康状態によっては転換できないことがあります。
責任開始日	払込満了年齢到達日前日の属する月の翌月1日、または脱退月の翌月1日とします。なお、転換時に告知または健康診査をしていただきますので、これと異なる場合があります。
中途脱退時の 転換の取扱い	中途脱退時の直前2年以上継続加入されていた方は払込満了年齢到達前に退職された場合でも50歳以上で、かつ保険金額が100万円以上であれば、一時払退職後終身保険に転換できます。ただし、告知または健康診査の結果、健康状態によっては転換できないことがあります。
加入申込みの手続き	一時払退職後終身保険の加入申込みの手続きは当組合あてお申し出ください。
引受保険会社	この制度は当組合が住友生命と締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営されます。

▼ 年金受取（拠出型企業年金保険）

- ・ 払込満了年齢に達したとき、または加入期間2年以上かつ脱退時の年齢が50歳以上で、年金で受け取ることを希望されたとき年金が支払われます。ただし、基本年金月額が3万円未満の場合は、一時金でのお受取りとなります。
- ・ 年金は10年確定年金または15年確定年金を選択することができます。
10年または15年の所定の受取期間中はご加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。
- ・ 年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引続き、労働基準法に基づくご加入者の遺族に年金が支払われます。

▼ 一時金受取（拠出型企業年金保険）

払込満了時の積立金をご加入者に支払われます。

※年金や一時金などが支払われない場合があります。詳しくは、別紙1-B「注意喚起情報」の「3. 年金・一時金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。

■ 給付額試算表

＜月払掛金 10口 10,000円の場合＞

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額		死亡・高度障害 保険金額 (65歳転換男性)
			10年確定年金	15年確定年金	
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	120,000	116,500	—	—	—
2	240,000	234,000	(2,050)	(1,400)	240,500
3	360,000	352,300	(3,080)	(2,120)	362,100
4	480,000	471,800	(4,130)	(2,840)	484,900
5	600,000	592,400	(5,190)	(3,560)	608,800
6	720,000	714,100	(6,250)	(4,290)	733,900
7	840,000	836,900	(7,330)	(5,030)	860,100
8	960,000	960,900	(8,420)	(5,780)	987,600
9	1,080,000	1,086,100	(9,510)	(6,530)	1,116,300
10	1,200,000	1,212,400	(10,620)	(7,300)	1,246,100
15	1,800,000	1,862,200	(16,320)	(11,210)	1,914,000
20	2,400,000	2,543,100	(22,290)	(15,310)	2,613,800
25	3,000,000	3,257,000	(28,540)	(19,610)	3,347,600
30	3,600,000	4,009,900	35,140	(24,140)	4,121,500
35	4,200,000	4,804,800	42,110	(28,930)	4,938,500

＜一時払掛金 10口 1,000,000円の場合＞

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額		死亡・高度障害 保険金額 (65歳転換男性)
			10年確定年金	15年確定年金	
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	1,000,000	985,100	—	—	—
2	1,000,000	991,900	(8,690)	(5,970)	1,019,500
3	1,000,000	999,000	(8,750)	(6,010)	1,026,800
4	1,000,000	1,006,800	(8,820)	(6,060)	1,034,800
5	1,000,000	1,014,900	(8,890)	(6,110)	1,043,100
6	1,000,000	1,023,400	(8,970)	(6,160)	1,051,800
7	1,000,000	1,032,200	(9,040)	(6,210)	1,060,900
8	1,000,000	1,041,100	(9,120)	(6,260)	1,070,000
9	1,000,000	1,050,200	(9,200)	(6,320)	1,079,400
10	1,000,000	1,059,400	(9,280)	(6,370)	1,088,800
15	1,000,000	1,107,700	(9,700)	(6,670)	1,138,500
20	1,000,000	1,158,900	(10,150)	(6,970)	1,191,100
25	1,000,000	1,213,100	(10,630)	(7,300)	1,246,800
30	1,000,000	1,271,800	(11,140)	(7,650)	1,307,100
35	1,000,000	1,334,900	(11,700)	(8,030)	1,372,000

●将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動（増減）します。

上記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。

1. 契約が次の総加入口数を常に維持していること。 月払 2,130口 / 一時払 1口（初年度のみ）
2. 加入者全員の掛金が所定の払込期日までに入金されていること。
3. 予定利率は2018年9月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合から算出したものであること。
4. 配当金の加算がないこと。

●積立金を年金に換算する率（年金現価率）は、2018年9月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合をもとに算出した率を使用しております。

●一時払退職後終身保険へ転換後の死亡・高度障害保険金額は、転換時の積立金額および保険料率を基準にして計算しますので、今後変動（増減）することがあります。したがって、将来支払われる給付額をお約束するものではありません。

●月払は1月1日に、一時払は2月1日に加入した場合を前提として計算しております。

●基本年金月額が3万円未満の場合は一時金のみのお支払いとなります。なお、（）内は参考数値です。

●死亡保険金100万円あたりの転換時一時払保険料は、65歳転換の場合、男性972,920円、女性966,160円です。なお、この保険料は今後変動することがあります。

●一時払退職後終身保険に関する年齢は、満年齢で記載しています。